

第1章 計画の概要

(1) 立地適正化計画策定の経緯

新居浜市では、全国的な傾向と同様に人口減少や少子高齢化が進展しており、長期総合計画や都市計画マスタープランにおける集約型都市構造及びコンパクトなまちづくりを目指す方向を踏まえつつ、適切なまちづくりへの施策の具体化が求められていました。

また、国においても、近年の急激な人口減少や少子高齢化の進展、インフラ施設の更新等、財政面及び経済面における持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっており、そのことを背景として、平成26年8月に都市再生特別措置法の改正が行われ、住宅及び福祉・医療・商業等や居住に関する施設の立地の適正化を図るための「立地適正化計画」が制度化されました。

そうした背景のもと、新居浜市全体としてのコンパクトで魅力と活力のあるまちづくりの展開に資することを念頭に検討を進め、平成31(2019)年4月に新居浜市立地適正化計画を作成・公表したものです。

公表までの流れは、概ね以下のとおりです。

- 平成28(2016)年度：現況・課題分析と都市構造、誘導方針の検討
- 平成29(2017)年度：誘導区域・誘導施設・誘導施策等の検討
- 平成30(2018)年度：計画案の作成とパブリックコメント・市民説明会の実施
- 平成31(2019)年4月：新居浜市立地適正化計画の公表

(2) 立地適正化計画改定の目的

現行の新居浜市立地適正化計画は、平成31年4月の公表から概ね5年が経過していることから、令和5年度では、更なるコンパクトなまちづくりに向けた有効な施策を推進するため、居住誘導区域、都市機能誘導区域、都市機能誘導施設や誘導施策について検証を行い、有効な施策の推進を盛り込んだ計画として改定するものです。

さらには、令和6年度では、安心・安全なまちづくりを進めることを目的とし、災害リスクを踏まえた居住誘導区域等の検証と、必要な防災対策等を盛り込んだ「防災指針」を追記した計画として改定する方針です。

(3) 計画の対象区域と目標年次

本計画の対象区域と目標年次は、概ね20年後の長期を見据えつつ、以下のように設定します。

- 対象区域；都市計画区域内
- 目標年次；概ね10年後の令和17年(2035年)

(4) 立地適正化計画の概要

人口減少社会に対応することを目的とした、多極ネットワーク型コンパクトシティの構築を図るための包括的な計画であり、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部に位置付けられます。

【立地適正化計画で目指す「多極ネットワーク型コンパクトシティ」とは】

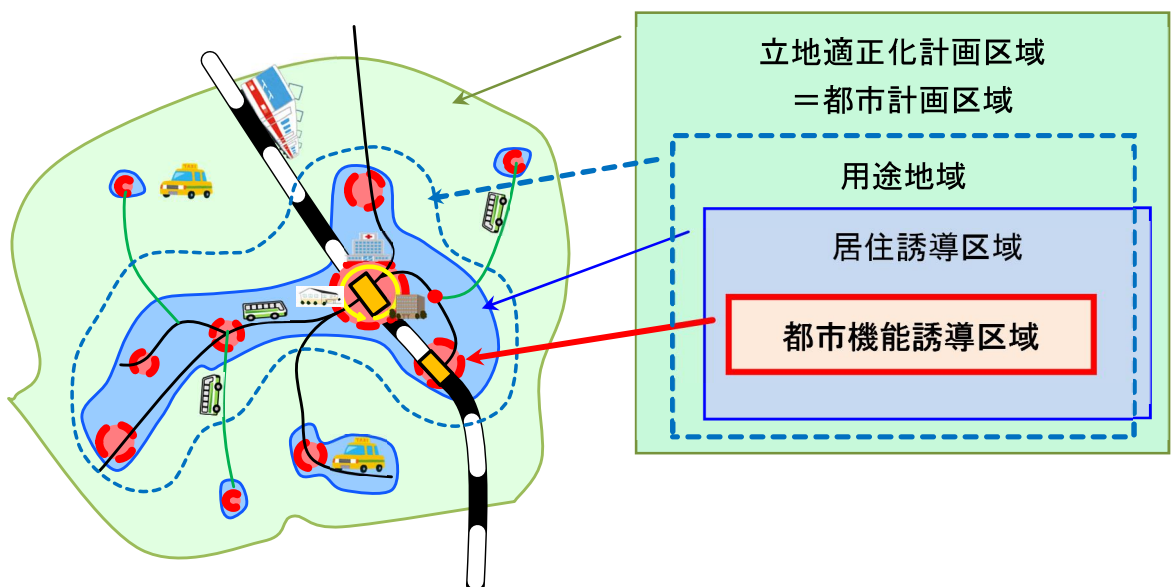
- 医療・福祉施設、商業施設や住宅等がまとまって立地し、あるいは、
- 高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく
公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、
- 日常生活に必要なサービスや行政サービスが
住まいなどの身近に存在する都市

立地適正化計画で定める主な内容は、以下のとおりです。

【立地適正化計画で定める主な内容】

- 基本的な方針
 - ・一定の人口密度の維持や生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策等の基本的な方針
- 居住誘導区域
 - ・居住を誘導して人口密度を維持するエリアを設定
- 都市機能誘導区域及び誘導施設
 - ・生活サービス施設を誘導するエリアと、そのエリアに誘導する施設を設定
- 誘導施設の整備に関する事業など
 - ・関連して必要となる公共公益施設の整備などを含む

図表 立地適正化計画のイメージ



※国土交通省作成資料に加筆

(5) 立地適正化計画と上位・関連計画との関係

立地適正化計画と上位・関連計画との関係は、以下のとおりです。

上位計画である第六次新居浜市長期総合計画や国土強靱化地域計画との整合を図りながら、まち全体の都市づくり及び都市計画の指針である「新居浜市都市計画マスタープラン」と連携しつつ、「新居浜市立地適正化計画」に基づく「コンパクトなまちづくり」の推進を目指していくものです。

図表 立地適正化計画と上位・関連計画との関係

